

出張報告書

| | |
|--|---|
| 職氏名 市民連合 菅原 明 山下 隆夫 濱岡 歳生 酒本 哲也 | 用 務 会派行政視察 1. 健康寿命延伸都市のとりくみについて 2. 松本ヘルスラボについて (松本市) 3. 予算編成過程での情報公開について (名古屋市) |
| 期 間 平成30年4月17日から 平成30年4月19日まで | 出張先 長野県 松本市 愛知県 名古屋市 |

【調査概要・意見】

I. 2018年4月17日(火) 13:50～ 松本市役所(長野県松本市)

視察テーマ1. 「健康寿命延伸都市のとりくみについて」

対応者：健康福祉部健康づくり課 課長 林 裕子
松本市議会事務局 局長 市川 英治
主査 中田 雅基

視察テーマ2. 「松本ヘルスラボ について」

対応者：商工観光部健康産業・企業立地課 課長 高野 敬吾
課長補佐 宮澤 正起
松本市議会事務局 主査 中田 雅基

(視察テーマ1. 「健康寿命延伸都市のとりくみについて」)

【担当部局の説明要旨】

(1) 「健康寿命延伸都市松本」の概要

- ① 外科のドクターをしていた時、チェルノブイリ原発事故が起こり、その際、職を投げ売って5年半、ベラルーシの医療活動に行かれ、帰国した後、県の衛生部長に就任されたという経歴を持っている菅谷昭市長が平成16年に誕生し、就任当初から

医療職ということもあり、市民の命を守るということが一番の大きな課題として掲げられた。

- ② 1期目は、健康づくり、子育て支援、危機管理という3つのKということで3K施策をやり、2期目には、長野県は非常に長寿だが、ただ長生きをするだけではなく、健康で寿命を全うすることが一番の大課題だろうということで、健康寿命の延伸ということを市政の一番の目標に掲げられた。今でこそ、国の健康日本21だとか、テレビコマーシャルで健康寿命というのが普通に言われるようになってきているが、当初は、市民も職員も平均寿命ということはよく聞くが一体何なんだと、ピンとこないような状態だった。しかし、時間を経て健康寿命がかなり浸透してきた。
- ③ 松本市の特徴的な健康の考え方は、総合計画の中に全ての目指すべき都市像として、健康寿命延伸都市松本というのを市の一番大きな柱に掲げており、健康づくり課は、人の健康、体や心の健康というところを担当している外、経済、環境、生活、地域、教育、文化の全てが、より良い状態を保つことを健康となぞらえ実施している。取組みの基盤には、地域づくり、市民の生活があって、そこにこの6つの健康が絡み合って健康寿命延伸都市松本というものにつながっていくというイメージである。
- ④ 平成25年には、松本の市議会でも「健康寿命延伸都市宣言」を議決して、名実共に健康寿命延伸を掲げている。ロゴマークも漢字の命をシンボル化したもので、緑のアルプスの山と松本のMを頭に抱いた、命を象徴するハートをロゴマークにして色々なところで使って頂き、市民の方達や町会の役員の方々にもピンバッチを付けて頂き周知している。
- ⑤ 松本市は、市街地から農村地帯、住宅地、山間へき地まで様々な地域があるので、行政区を35に分け地域づくりをしている。他の市町村だと、小学校区とか中学校区をひとつの行政区として定めているところが多いと思うが、松本市は、中学校区20、小学校区28よりも多い35の行政区を設けている。昨年、市制110周年を迎えたが、松本市が形成されてきた、元々のまち、周辺の村、住民の方たちの元々のコミュニティがそのまま行政区になっており、人口の最も多いところで約2万人、最も少ない地区で800人を切っている地区もひとつの行政区としてコミュニティをつくっている。
- ⑥ 全国的な行革の流れとは逆行するかも知れないが、35の自治区全てに支所・出張所機能、社会教育の公民館機能、福祉ひろばとして福祉的な公民館の機能を揃えた地域づくりセンターを設置して、それぞれ市の職員が配置されている。現在、公民館や支所・出張所などを統合したり、指定管理にしているところが多くあるとお聞きしているが、松本市では、公民館、地域づくりセンター等は全て直営で運営し、それぞれの地域課題、生活課題等を住民の人たちと一緒に考えながら行っている。

- ⑦ 「福祉ひろば」は、前の市長時代、平成7年に35の行政区に全てに、地域の縁側的な役割、社会教育施設の公民館にプラスして、地域の子どもさんからお年寄りまでが気軽に集まれる場所づくりとして設置しており、ここにも市の嘱託や臨時の職員を配置し、運営は地域の方々が中心となって、行政はサポートするという形になっているので、毎日誰かが福祉ひろばに集って頂き、お年寄りの方々の介護予防の教室や、夏の暑い時には、涼みにきてお茶を飲んで皆さんとおしゃべりをするとか、健康について、福祉について、また、ボランティアさんたちの憩の場になったりしている。最近では、若いお母さんたちの集まりの場にもなっており、そこに高齢者の方との交流が出来たりとかというようなことも出来ている。
- ⑧ 健康寿命延伸の実践には、住民の方々のお力が非常に大きく、健康に関しての社会資源として、健康づくり推進委員を約900名弱、2年任期でお願いしている。健康づくり推進委員は、昭和50年から設置しており、いまOBの方が約2万人くらい。草の根の健康について少し意識を持ってもらえる方々をとにかく広げていこうということで、2年の任期の中で、先ず自分の健康についての勉強をしていただいたり、検診を受けて頂いたりして、それをご家族へ、地域へ広げていただくという役割を担って頂いている。元々長野県は、こうした組織が非常に盛んで、戦後間もなく衛生状態が悪い時に、保健師が地域で活動している際、地域の主婦の方たちが何かお手伝いすることは無いかと出来た組織が健康づくり推進員の元で、長野県の須坂市が発祥の地で、長野県内78市町村の内、1村だけ高齢化で休止状態ですが、78市町村全てにこの組織があり、名称や実施方法は様々だが、県の圏域毎の組織があり、それから県全体の組織がありということで、長野県の国保連なんかもかなり力を入れて支援して頂いており、県を上げての健康づくりの草の根運動は非常に活発になっている。
- ⑨ また、食に関する事、体力づくりに関することということで、こちらも地域を通じた健康づくり活動をしている食生活改善推進員のボランティア会員が350人ほどおり活躍頂いている。県内では、松本市が一番の会員数を誇っており、30代、40代くらいの方から、中には名誉会員になる90代の方まで地域で活動して頂いており、その辺が健康寿命にもつながると思っている。長野県の長寿のひとつの要因ということで、テレビ、週刊誌等で取り上げていただいたことがある、ちょっとおせっかいなおばちゃんたちが家庭を訪問して、味噌汁の塩分測定をするという活動、今現在では家庭訪問することは無いが、実際に塩分測定調査はやっており、つい最近も若いお母さんたちの味噌汁とかの塩分調査を地域の方たちに自主的にやっている。
- ⑩ 先日、平成27年の平均寿命が公開になり、今までずっと男性も女性も全国1位だ

ったが、小数点以下で滋賀県に抜かれてしまい、男性は2位になったが、女性は第1位ということで、ずっとトップクラスの平均寿命を誇っている。人口10万対の年齢調整死亡率も男女共に低い方から全国1位であり、要介護認定率も低い方から全国2位となっている。その要因として、高齢者の就業率日本一があげられる。就業率といっても、何か仕事をしているというよりは、定年退職されると自分の食べるものくらいは、自分で畑を耕したり田んぼを作ったりして収穫するなど、高齢者の方が働いている割合が非常に多く日本一。また、野菜の摂取率が男女共に1日370gくらいで男女共に全国1位。近隣ではキャベツとか白菜とか葉物野菜が多く、野菜の摂取量も非常に多い。

- ⑪ 健康寿命を延伸するために生きがいを持とうということを市長が言っているけれども、35の行政区に市立の公民館があり、そこからまた更に地元の小さな町会のところにも公民館があり、一番小さな単位の公民館にもちゃんと公民館係という住民の担当がおり、公民館で皆でお茶会をしようとか、こんなことをしようとかの取り組みを取組んでいる。
- ⑫ また、地元の大学とか企業等との連携も非常に活発に行われている。大学は国立の信州大学と私立の松本大学がある。特に松本大学は、地元の学生が行って地元で就職する方が多いので、学生の内から地域の色々なものに携わってもらって、子どもの生活習慣、食育、人の健康に関するもの以外にも地域づくりだとか、生活に関して学生さんたちの色々なアイデアを出して頂いたり、大学との連携も行っている。
- ⑬ さらに、企業との連携の中では、コンビニエンスストアでの検診の受診勧奨を行っている。コンビニのローソンと連携協定締結して、年に数回、駐車場にテントを張って検診のPR等を行っている。元々は、ローソンが、まちの健康ステーションということで、健康を売りに全国展開しており、松本市の健康寿命延伸の取り組みと考えが一致していることから、どんな連携が出来るだろうかと考え、市役所や公民館には用がある時以外には行ったことがない方でも、コンビニにはしょっちゅう行っている。コンビニに寄ったついでにテントを覗いてもらって、健康について少しお話をさせて頂いたり、検診のお知らせをしたりというようなことをしている。
- ⑭ ガムをかむと口腔の噛む力を測定できるものとか、対組成という体重計みたいなものに乗ると自分の体内年齢が分かったりとか、本当に簡単に直ぐ出来る体験をして頂くとともに、合わせて健康について考えて頂いたり、検診についてちょっとお知らせをするということをしている。
- ⑮ 若いお母さんたちは、実は検診を受けようと思っていたけれども、申込するのが面倒くさいが、ここで申込できるのだったらと、コンビニに寄ったついでに検診の申込をして頂いている。毎年1箇所2時間と本当に僅かな時間ですが、50～60人

に寄って頂いており、私たちが普段地域でお会いできない方達と接点が出るという効果もある。

- ⑩ がん検診の受診勧奨を地元の信用金庫さんと連携して行っている。こちらはゼロ予算でやっているもので、PRのパフレット等は信用金庫さんに作って頂いて、それを顧客のお客様や、隣戸訪問の際に、検診がはじまりますというお話をして頂いて、次に行った時に検診を受けられましたかと行員さんに声掛けして頂いている。パフレットは私どもが監修を一緒にさせて頂いて作っており、毎年、年に1回はイベントや講演会などを共催している。行政だけでは著名な方をお呼びするには費用のことや1,000人規模の大きな会場に人を集めることが難しい面があるけれども、企業さんは色々ノウハウをお持ちなので毎年1,000人以上の方たちにお集まり頂いて、ホールでがん検診の受付をしたり、がんについての色々なPR、健康相談をしている。また、講演会の前段には、毎年30分くらい市の持ち時間をいただき、健康づくり推進員さん有志で素人劇団を作って、がん検診を受けようといった発表をして頂いている。
- ⑪ サッカーJ2松本山雅FCとの連携では、ホームゲームだと松本市民だけではないが、1万人くらい集まるので、がん検診や特定検診のPRをしている。信用金庫さんとも連携して一緒にPRしており、年に1回ホームタウンの試合にブースを出している。
- ⑫ こどもの時期に望ましい生活習慣を形成することで10年後、20年後、30年後も健康で生活してもらえるようにということで、保育園、幼稚園、教育委員会、小中学校等と連携した健康づくりにも取り組んでいる。学校検診で、生活習慣病検診を平成13年から小学4年生と中学2年生ほぼ全数に血液検査を行っている。平成27年度からは生活習慣病の血液検査に中学生については糖尿病と尿酸値を追加して検査を行っている。また、この検査は何で必要なのか、この結果によって、ということが分かるのか、食事や運動をすることでいい状態が保てるということなどを地域の保健師が学校に行って授業をやっている。実際に授業をやった学校とやっていないところを比較すると、やった子どもたちの方が、中学2年生になってからも歩数が上がっていましたし、血液の状態も良くなっていたという結果も出ているので、子供さんたちに教育していくことは非常に大事だと思っている。
- ⑬ 退職すると必ず国保に入られるので、健康なまま入って頂くことが健全な運営に大事なことではないかということで、働き盛りの生活習慣病予防事業にも取り組んでいる。特に中々企業では取り組めない中小企業、小規模企業へ市の方から企業へ出前講座に出向いている。時間も10分から1時間と様々で、中には会社の研修の一環としてやっていただいているところもある。臨機応変な講座を少しずつやってお

り、リポートして頂いている企業もありますし、新しい企業も少しずつ増えてきている。

- ⑳ 後は、行政主導ではなく、自分たちの地域で自分たちが歩き易い、自分たちがこんなところを歩いたらどうだろうかというウォーキングマップを市内35の行政区で作って頂いて取り組んでいる市民歩こう運動。食品ロス、地産地消、給食、社会教育など6部10課が連携した食育連携事業を行っている。以上の取り組みにより、全体的に少しずつ健康寿命が延びてきていると評価している。

(2) 主な質疑（健康延伸都市松本の取り組みについて）

Q：健康寿命延伸都市松本というのは、総合計画の中においてどのような位置付けになっているのですか。

A：総合計画の一番上の柱がこの健康寿命延伸で、この6つの健康がそこにぶら下がっていて、そこにそれぞれの実行計画がぶら下がっている形になっている。

Q：35の行政区に地域センターが設置されているということですが、俗にいわれる地域内分権の拠点という位置付けですか。

A：分権までは行かないが、それぞれの生活形態とか課題とかは、市街地と農村部、山間へき地だと全く変わってくるので、それぞれの地域のコーディネート役みたいなのが地域づくりセンターの位置付けとなっている。

Q：一般的な地域内分権のまちづくり協議会とは違うのですか。

A：まちづくり協議会もそれぞれのセンターの中に入っている。法定の地域内分権の主体となるような地域協議会を最初は考えていたのですが、法定の協議会だとかえって融通が利かないじゃないかという議論があり、なるだけ地域の中で地域の方が集まって、地域づくりが出来るような場があればいいじゃないかということから、特に法定のものとは別物の独自の地域づくりセンターを設置している。

Q：市の職員が常駐されているというお話でしたので、あくまでも市の施策の中での位置付けでセンターが設置されているということですね。

A：そうです。地域づくり部というところにそれぞれのセンターが所管されています。

Q：職員は全て正規の職員ですか。

A：そうです。

Q：具体的にどのような職員配置がされているのですか。

A：基本的に地域づくりセンター長がすべてのところにいる。郊外になると、昔の支所、出張所の役割、市民課的な役割をもっている所もある。センター長は原則課長職で、まれに課長補佐、係長職となっている場合もある。あと正規職員がその他に1人いて地域の大きさに応じて嘱託職員が複数名付くという形。

Q：支所機能も兼ねているのですか。

A：全部ではありません。市役所に近いようなセンターだと地域づくりのためのセンター長と、公民館主事と、それから広場の職員というところもあるし、郊外にいくと支所機能も兼ねているところもある。

Q：支所機能を兼ねているところについては業務内容がイメージできるんですが、支所機能を兼ねていない純然たる地域づくりセンターの業務イメージは？

A：地域のまちづくり全般のサポート、コーディネート役をするものです。

Q：特定の業務ではなく幅広い業務を担っているということになりますよね。

A：すごく幅広い業務を行っています。地域づくりのお手伝いのような感じです。資料6ページに35自治体の地域づくりシステムというのが載っています。地域づくりセンターが丸で、その内、公民館とか支所・出張所とかが法律、地方自治法とか社会教育法の中で、それぞれ条例で設置されているのですが、地域づくりセンターは特に法定の組織とか部署ではなく、松本市はこういう理念の下に地域づくりをやっていくという理念条例の「松本市地域づくりを推進する条例」によるもので、一番の仕事は地域の中で地域づくりができるお手伝いをするということで、特に何をやると決まっているわけではなく、色んなことを地域づくりのためにやっている。ちょっと捉えどころがないです。

Q：地域づくりセンターの概念がちょっと分からないのですけれど、まず場所は、公民館を地域づくりセンターにするとかですか。

A：そうです。

Q：35地区全てに公民館がある訳ではないと思いますけれども。

A：公民館に併設しているところもありますし、元々支所・出張所があったところは、そこが地域づくりセンターになっている。特に郊外のところは殆どが支所・出張所機能でしたので、そこがそのまま地域づくりセンターになっている。松本の市街地の近辺だと公民館があるので、同じ事務所の中に地域づくりセンターの看板がかかっているというような形。

Q：福祉ひろばの関係ですが、公民館活動とは別にひろばの活動を行っているというご説明がありましたが、公民館活動との違いはなんですか。

A：公民館の方は社会教育全般になります。福祉ひろばはどちらかというと、健康とか福祉とか、そういったことが中心にはなるけれども、今は全部の地域に公民館と福祉ひろばがあるので、共同で色んな事業もしている。また、福祉ひろばはどちらかというと何かの講座があったりとかではなく、地域の皆さんたちが気軽に立ち寄って少しお茶を飲んだりだとか、おしゃべりをしたりだとか、自由に使っている場所となっている。

Q：ハードとソフトに分ければハードは市が管理している。ソフト部分の運営は地域の方が主体的にやっているということだと思いますが、運営経費はどのような形になっているのでしょうか。

A：若干ですけれども、市の方から各地区に運営経費ということで補助的なものが、年間30万円弱だったと思いますけれども、お渡しして、後はそれぞれの地区の町会費であったり、そういったものを使って頂くのと、それから人材的なものは行政の職員だったり色んな人たちが一緒に集まったりするので、人件費的なものは掛からないこともありますし、コーディネートする職員が、嘱託臨時ですけれども、できるだけその地域の方で、少しリーダーシップを取っていただいたりという人をお願いしており、その人に常駐してもらってコーディネート役をやっていただくというような、その費用は行政の方で持っています。

Q：補助金は一律ですか。

A：大小関係なく一律です。

Q：嘱託職員の方は35名いるということですか。

A：そうですね35名います。中には1週間全部は厳しいのということで、2人で交代でという地区もある。

Q：毎日常駐するほどの需要はありますか。

A：あります。例えば高齢者の方の色んな情報だとか、いまこんなことに困っているとか、こんなことが起きたとかの様々な情報の入ってくる場所でもある。また、行政が健康について情報を発信したいとか、そういったものの発信の場にもなっているので、ひろばは無くては成らないものとなっている。ただ広いところなものですから、1箇所ですとそこまでにこれない方たちがいるということで、その事業をこんどは町会の公民館に出前で行って、その役員さんたちやボランティアの方たちが介護予防の教室をやったりだとか、お茶飲み会をやったりだとか、そんなことをあちこちで出前でやっている。

Q：地域の各団体の連携が強固でないと、こうした活動をするのは難しいと思いますが、そうした活動が出来ているということは連携がしっかりできている証しですね。

A：そうです。先ほどの健康づくりでいきますと、健康づくり推進員さんだとか、民生委員さんがいらっしやったり、町会の役員さんがいたり、婦人会の方だとか、日赤の奉仕団の方々だとか、色んな方々が集まって、今年どんなことをしようということ地域づくりセンターがお手伝いしながらやっている。地区によっては福祉部会があったり、何とか部会があったり、部会を自分たちが作って、そこで自分たちの生活について考えていこうとか、健康について考えていこうとか、福祉について考えていこうというようなことをやりはじめています。

Q：まちづくりのための人材づくりにものすごく重点をおいて取り組まれているという感想を持ちました。もうひとつ公民館の関係で、地区住民の中から公民館係というのが選任されているというお話がありましたが、これは完全なボランティアですか。

A：完全にボランティアです。私が住んでいるところですけども、別にその組長をやったり、衛生委員をやったり、別に手当が上層部の方は取りまとめ役として手当が出ていますと思いますが、町会毎のその役員さんたちには手当が出ていない訳ではありません。

Q：公民館係とは、どんな役割をしているのですか。

A：市の管理している公民館には公民館主事が常駐しておりますので、もっと小さな町会が288ありますので、そこにそれぞれおります。

Q：町内会が持っている公民館ということですか。

A：そういうところにも公民館を担当する住民の方々がいるということです。

Q：企業との連携についてですが、松本信用金庫さんが「がん検診」のPRパンフレットを作られている。監修は松本市さんが行なって作成経費は松本信用金庫さんが全額出してくれているということでしょうか。

A：そうです。

Q：講演会の講師には著名な方々がいらっしゃいますが、講師を招く経費も松本信用金庫さんが負担しているのですか。

A：全額負担して頂いている。その代わり、企画や当日の運営などその他の色々な部分は市の職員と信用金庫の職員さんと一緒になって行っている。

Q：保健師さんの人数は他市と比べて多いのですか。

A：保健師は私どもの部署で正規と嘱託で60名います。嘱託が8名、正規が52名です。あと、介護保険の関係ですとか、子育て支援の子どもの福祉の部分ですとか、保育の関係、それから職員の健康管理というところで、全体では約80名近くの職員がいるので、健康づくりの部署の配置は長野県、全国で2番目だと思う。人口対10万人の配置数は、県内非常に多いです。それでもうちの職員からはもっと人を増やして欲しいと言われている。合併前は少なく2地区とか3地区を一人で持つてということもあったが、今は大きいところ小さいところ関係なく1地区に1名ずつ保健師を担当させて、それ以外の企画部門の部署と、それからあとそれぞれ4箇所保健センターがあるので、保健センター毎にセンター長とフリーの保健師、健康相談専門の保健師を配置してという形をとっている。

Q：病児保育はやっていますか。

A：病児保育は病院とか医療機関的なところに委託で行っている。

Q：ローソンとの連携についてですが、聞き逃したかも知れませんが、ここは駐車場

をお借りするというのでしょうか。

A：駐車場を借りることに加え、ローソンさんにはPRや、ちょっと体にいいスムージーのプレゼント。おにぎり1個食べたら野菜も一緒に食べましょうというポップみたいなものを、色々な食品のところに掲示してもらっている。また、企業の強みだなと思ったのは、どういうところにチラシを入れて、どういう方にチラシを渡すと、それを見ていただけるかというノウハウを持っているので、それを教えてもらいながら一緒にやっていくこともある。

Q：ローソンは個人経営だと思いますが、松本市の場合はローソンの本社に一回お願いして、松本市にあるローソンさんをお願いするという形ですか。

A：松本エリアを管轄しているローソンの会社の担当の方と市は連携をとって、それぞれのお店についてはローソン側でやって頂いている。

(3) 健康延伸都市松本の取り組みについての考察

下関市の高齢化率は33%を超え、全国平均の10年先を走っており、人口も年間3,000人に迫る勢いで減少している。今後、少子高齢化の流れは更に加速することが予測されることから少子高齢化対策の充実が求められているところである。

少子高齢化の流れを鈍足かさせるためには、人口減少対策を充実させることが肝要であるが、地方都市の人口減少は本市だけの課題ではなく一部の都市部を除き全国的な課題でもあるため、効果的で抜本的な対策を講じることは非常に難しいのが現状である。しかし、何もせず手をこまねいている訳にもいかない。創意工夫を凝らした施策を展開しなければならない。

的確な対策を講じたとしても今日明日に成果がでるものでは無いので、人口減少対策とともに、元気な高齢者、いわゆる健康寿命の延伸という取り組みも今後、更に重要なものとなってくる。そういう意味では、松本市が取り組んでいる「健康寿命延伸都市・松本」の産学官に加え市民をも巻き込んだ各種取り組みはとても参考になる取り組みである。特に近年の行政改革に逆行するような35地区に設置している「地域づくりセンター」の取り組みは、住民の意思に基づいて地方自治を行うという地方自治の精神を実践するものであり、とても参考になる取り組みである。また、企業との連携による予算確保なども参考になる取り組みである。

下関市においても、住民自治によるまちづくりを市の方針として取り組んでいるが、市として将来この組織を本来の意味で、民主的な地方自治に結び付けていこうという強い意思が感じられない。本市においても松本市のように地域を細分化した「地域づくりセンター」のような取り組みを「まちづくり協議会」を活用し構築すべきである。

（視察テーマ2.「松本ヘルスラボ について」）

【担当部局の説明要旨】

（1）松本ヘルスラボの取り組み

- ① 健康寿命延伸都市松本の創造については、健康づくり課の方からもお話があったと思いますが、市長が医師ということで当初から健康や子育てといったところに注力してきたという経緯があり、健康を切り口として総合計画の6つの健康ということを進めていることから、商工観光部としては経済の健康に取り組んでいる。
- ② 商工産業部としては、健康寿命延伸都市松本を産業面から支える「松本ヘルスバレー構想」を標榜し現在事業に取り組んでいる。ヘルスバレー構想というのは、市民が健やかで自立して、安心安全な暮らしを実践することが大事だろうということで、健康意識の高い市民が直接関わる製品やサービスに携わり、官民連携でヘルスケア産業を創出していくことが、自立した暮らしを産業が支える「まちづくり」になりますといった取り組みで、これを土壌に更なる雇用・投資・情報等の集積を図って、地域の経済の好循環を図っていききたいというのが松本ヘルスバレー構想です。
- ③ 最終的にはヘルスケア産業の創出ですとか、将来的にはヘルスケア産業の企業が誘致できればいいということで、私どもの健康産業・企業立地課が工業団地の販売もしているので、そういったことを将来的には考えていたところです。
- ④ 健康増進、疾病予防、医療・介護費が増大しているといった行政課題があり、行政にとっては財政的、人的負担が大きくなっている。これらを解決することは企業にとってビジネスチャンスになる場合もあるということから、健康産業・企業立地課としてヘルスラボをやっている。
- ⑤ 保険制度内の医療・介護サービスは行政サービスとして当然行っているものですが、サービス付き高齢者住宅ですとか、運動指導、栄養指導といったものは、どちらかというと民間企業の皆さんで取り組んでいる。しかし、医療・介護周辺サービスといったところでは様々な困り毎や課題がある。そこを解決していくところにビジネスのターゲットが我々はあると考えている。
- ⑥ 松本ヘルスバレー構想実現のための基盤づくりということで、平成20年に市長が健康寿命延伸都市構想を表明。平成23年に、産業創出のためのプラットフォームとして「松本地域健康産業推進協議会」を設置して、同時に「世界健康首都会議」を開催し、昨年度までに7回継続して開催している。その後、松本ヘルスラボ事業に着手し、昨年、一般財団法人化してこのオフィスを開設した。
- ⑦ 松本地域健康産業推進協議会は、自治体、企業団体、市民、大学等を含め色々な方が同じテーブルで様々な議論をして、何かしらの課題解決につなげていこうというものです。産業創出だとか、そういう部分で何かしたいという企業さんがいる場合

は分科会的なものを設置して100万円までの実証事業の補助制度を設けている。企業の皆さんが産業創出する際、金銭的なリスクを協議会が負担することが協議会の大きな特徴。

- ⑧ 協議会の具体的事業としては、健康産業・企業立地課で販売している新松本工業団地に進出したテスコム電機さんが真空ミキサーを開発し、実証実験を松本大学が行ったもの。また、第一興商と実証事業を行ったのは、定年退職後の男性の閉じこもり、シニアの外出機会、社会的な絆、ソーシャルネットワークがどうしても希薄になってくるという社会的な行政課題がある。これを何とかしたいと考えていた時に、第一興商さんは夜のカラオケ事業を主として営んでいるが、高齢者向けに昼間の事業にシフトしていきたいと第一興商さんから声が掛かり、カラオケの機械にスポーツボイスという体操と発声をするコンテンツを入れ込み、3つの地域で講座受講者を募集して事業化した。通常こうした募集をすると、お母さん方がいっぱい来ますが、男性は中々集まらないので、カッコいいオヤジになりませんかというキャッチフレーズで募集したところ、お母さん方から背中を押されて参加するといった現象が起り、3つの地域からはじまり、翌年には市の方で予算化して産業化に結び付けたといった事業もある。さらには、健康づくり課から話があったと思いますが、ローソンさんでの健康診断受診についても、この実証事業で行ったものです。
- ⑨ このような「松本地域健康産業推進協議会」での取り組みが「松本ヘルスラボ」の母体となり、世界健康首都会議にヨーロッパから演者がきて、ヨーロッパでリビングラボといった考え方が進んでいることを学び松本ヘルスラボを発想した。
- ⑩ 松本ヘルスラボのコンセプトは、市民の健康増進と市民と一緒にあってヘルスケア産業の創出・育成を同時に実現していこうとするもの。
- ⑪ 松本ヘルスラボが提供するサービスとしては、企業向けには、市民参加による健康産業創出の場、企業が新製品の開発をしたいという場合に、松本ヘルスラボの会員を使ってモニター事業を行っている。市民向けには、モニターになっていただくと同時に、健康づくりの機会を提供している。
- ⑫ 主に企業が使う場合、まずは推進協議会に参加していただき、その上で、松本ヘルスラボでモニタリング事業に取り組みたい場合には、松本ヘルスラボで健康産業創出の場を提供している。新製品のネーミングのヒントを得たいといった場合には、企業に資金提供していただき、ヘルスラボの会員に新製品を見たり、さわったりして頂いて、色んな意見をいただくワークショップを実施。また、テストフィールドとして、森永乳業さんがペクチドという成分が口臭や口のトラブルに効果があるかどうかを検証するため、タブレット食品を3ヶ月程度摂取して頂いて、それが歯周病などに効果があるかどうかを松本歯科大学と連携して検証事業を実施した。今後

学術論文で検証していくことになる。森永乳業さんは、インフルエンザの予防効果がある食品を1、2歳児に摂取して頂き、園児の感染予防を検証する事業も実施している。その他、スマートフォンのアプリの検証や東洋ライスの金芽米という特殊な精米技術を用いたお米を食べることによって、腸の中がどうなるのかというモニタリング事業も実施している。昨年は、モニター事業3件、1,500万円くらいの費用を企業から頂いて実施している。

- ⑬ 当初、松本ヘルスラボの組織については、任意団体で行っていた。しかし、任意団体と企業との契約というのが大変難しいという状況があり、平成28年12月に一般財団法人化した。出資は全て松本市で3,000万円負担。年間の運営コストは松本市から2,500万円から2,800万円程度負担している。ただし、今年度含め過去3年間は地方創生推進交付金を頂いているので、運営費用の半分は国の地方創生推進交付金で賄っている。会員は年に2回、血液検査と体力測定を行っている。会員の男女比は4：6で女性の方が多い。多くの会員は、何かしら健康に不安がある方々が会員になっている。
- ⑭ 昨年3月に地方創生推進交付金を活用して、まちの賑わいに寄与するため中心市街地にここのオフィスを開設した。松本市はカラマツが多く、2～3年くらい前に雨水被害により倒れたことから。倒木したカラマツ材をこのオフィスには全面的に使っている。東京の内田洋行さんという企業と地元の林友さんというカラマツ材を扱う企業とコラボしていただき、実証事業的に机などの試作を行いながらオフィスを開設。オフィスでは、保健師による健康相談を昨年度は週に1回行い、今年度は回数を少し増やしていきたいと考えている。昨年度、体組成計骨密度計を購入して、気軽に会員の皆様に来て頂いて、健康相談時に計測が出来るように体制を整えている。また、オフィスを活用した気軽な交流の場ということで、オカリナ奏者の方とコラボしたミニコンサートや写真展などを期間を区切って実施している。
- ⑮ 昨年9月にイオンモールが中心市街地にオープンした。中心市街地への立地ということで交通渋滞の懸念があった。そうしたことから、なるべく車ではなく公共交通機関を使っていたきたいということもあり、イオンモールウォーキング実施した際、ハピネスモールウォーキングのスタンプラリーとしてヘルスラボも協力した。1.5Kmくらい先にあるイオンモールからヘルスラボまで来ていただいた場合にスタンプを押し、スタンプがたまるとミネラルウォーターと交換する取り組みも行っている。また、会員向け健康プログラムとして、毎週1回、イオンモールのモールウォーキングをヘルスラボの主催でイオンモール内を歩くという取り組みを行っている。これは毎回同じ方ではなく、たまたまいらっしゃった方々が参加しており、半年くらい続いている。

- ⑯ 現在ヘルスラボの会員は60歳以上の方が90%くらいという状況もあることから、現役世代への取り組みとして健康経営を切り口にヘルスラボでも実施している。今年度から健康経営を切り口に、ヘルスラボで法人会制度を設けていこうということで進めている。法人会員になれば、ヘルスラボで従業員の健康管理、健康増進が出来るといった取り組みをしている。現在3社にパイロット事業としてヒアリング等、ニーズ調査を行っており、7月から本格的な運用をするよう進めている。
- ⑰ 現在、ヘルスラボ会員は750名なので、今後、法人会員制度を設け1,000人、1,500人に会員を増やしたいと取り組んでいる。
- ⑱ 松本ヘルスラボは、会員の健康づくりと企業の産業創出を同時に実現していくという事業で、まだはじまったばかりなので産業創出までは至っていないが、今後、松本発の製品を企業の皆さんに作っていただき。松本ヘルスラボでこういった製品作りが出来ているというところをしっかりと発信していきたいと取り組みを進めている。

(2) 主な質疑応答（松本ヘルスラボについて）

Q：健康産業企業立地課という名称の由来や考え方として、市民の皆さんの健康を推進していくこともミッションのひとつに入っているということですか。

A：そうです。健康の部局というと健康福祉部がありますので、行政的な健康へのアプローチは当然その部署でやっていく。商工観光部の方で健康産業立地課は、ヘルスバレー構想ということで、ヘルスケア産業に特化したもので経済の循環をしていこうというのが根本にあり、そうした発想から商工観光部に健康産業に特化した部署ができたということ。

Q：ヘルスラボの取り組みで市民向けの健康づくりの機会を提供するというのはよくわかりますが、企業向けに市民参加型による健康産業創出の場というのは、企業が求めていることは、例えば物を作って、そのモニタリングをやりたい。そういうことを企業としては望んでいるわけですか。

A：製品に対する実証事業でエビデンスを得て商品の販売促進につなげていくため。

Q：試作品を実際に使ってもらって、さらにグレードアップするためのアイデアなんかを募集して改善を加えるとかですか。

A：そうです。

Q：最初の官民連携をめざすマーケットのところで、黄色の部分ですが、医療介護周辺サービスで、需要の見える化と試みる場の提供、試みる場の提供は先ほどのモニタリングかなと思います。具体的に医療介護の周辺サービスはどんなものなのかなというのがイメージ出来ない。イメージとしては？

A：最近展示会とかでも保険外サービス店とか、保険のところ以外のところでビジネスにつなげていくという企業が出ている。後は、ヘルスケア産業と言われている部分のところですが、例えば健康食品とかそういうものにもなりますし、高齢者の方が多くなっていく中では、高齢者の方が今後暮らしていく上で何かしら生活の課題があって、それを解決していくところがこの周辺サービスのところにあたるだろうと話している。

Q：そういう意味では商品をイメージしているのですか。行政でも民間でもどちらでもないというのがこの中間の部分だと思うのですが、ぱっとイメージしろと言われた時に中々難しい部分があるのかなと思います。それからプラットフォームのところの分科会を設置するというお話がありましたが、ご説明があったかも知れませんが、具体的に分科会はどのようなことをされるのですか。提案事業が本当に必要なものなのかどうかというところからの判断をされるのですか。

A：そうです。実証事業を行いたい企業の皆様から提案があったときにそれを分科会組織で審査して100万円事業に結びつけていっているということ。

Q：雇用創出というお話もありました。雇用創出という部分では先ほどお話いただきましたヘルスバレー構想という、そういう産業が来ていただければ雇用につなぐということになるので、ある意味ではこの事業の究極の最終目的はそこだと思いますが、商品開発が幾つかありましたが、それによって具体的にどれくらいの雇用効果があったのですか。

A：そこまではまだなっていません。

Q：松本ヘルスラボの取り組みによって、最終的に松本市に行ってみようという企業を期待しているということですか？それによってヘルスバレー構想を実現するのが最終目標ということでしょうか。

A：信州大学、松本大学、歯科大とかとのモニター事業は、殆ど学術的な同研究としてやっているものですから、松本に来て何か事業をはじめたい時には、色々なやり方が出来るだろうというような土壌を整えているということ。

Q：既存の企業というよりはベンチャー企業的なものを求めているということになるのですか？

A：実際にモニター事業の実績からすると大企業が、やっぱりお金がどうしても掛かるものですから、活用して頂いているのは大きな企業が多いです。

Q：100万円といえは経費的に大きい事業には至らないのかなと思いますが。

A：100万円事業の方は大きな事業ではなくやっていますけれども、ヘルスラボのモニター事業はやっぱり大企業が中心です。

Q：事業の継続性という部分では、試行錯誤しながらやっているという状態ですね。

A：そうです。実証事業、例えば100万円事業からある程度上手く製品化に結びつくというのはちょっとまだそこまで入っていないというところ。

Q：モニタリングできる仕組みがあるというのがひとつのセールスポイントになるのですね。

A：そうです。通常企業がやるときには、アルバイト料をお支払いしてモニターを集めて何かしらの効果を得ていくということですが、ヘルスラボのモニターの場合は、ほぼ会員の皆様はボランティアで参加することになります。年間3,000円の年会費を取るの、自分でお金を払って何かしら健康に関する取り組みをしたいという意識が高い方々になり、そういった方々が製品開発のモニターに参加することである程度信頼性の高い研究につながっていると思う。

Q：健康産業立地課がありますよね。健康産業には結構専門的な知識がいると思えますけれど、職員はある程度研修を受けた方が入ってくるのですか。

A：研修とかは無いです。通常の人事異動で入ってきます。ただ、経産省のヘルスケア産業課に2年づつ出向にいつている。いまその経験者が3名在籍していて現在1名が出向中。そういった形で経産省とつなぎながらやっている状況。

Q：そこで情報を得ている訳ですか？

A：平成27年の10分の10の事業とかは情報を頂いて実施した。

Q：法人会員の会費は年間いくらくらいですか。

A：法人会員も基本的には1人3,000円くらいでやっというとうと企業の経営者と話をしている。法人会員1社でいくらというよりは、何人いるので幾らくらいということ。

Q：健康プログラムはどのようなことをするのですか。

A：月に2回程度の健康プログラムで、先週の土曜日には朝のラジオ体操の多胡先生に講師にきて頂いて、ラジオ体操の講座を今年度の皮切りに実施した。月に2回、体を動かすようなプログラムと、あとは座学で栄養、食事の関係ですとか、医療従事者の方が講座をするということもある。

Q：健康産業・企業立地課となっていますから、一応前半部分と後半部分は独立しながらやっているということですか。

A：元々企業立地課という名称で団地造成とかをやっており、団地造成がある程度終わって販売をするという時に健康産業と一緒にになり、団地の販売と健康産業の推進に特化した課に変更した。

Q：団地の販売は健康産業だけに限定したという形ですか。

A：団地はまだ20%くらいありますが、団地の販売がある程度になると、例えばヘルスケア産業課とかそういうふうに変わっていくのかも知れない。

(3) 松本ヘルスラボについての考察

めざすべき将来の都市像として「健康寿命延伸都市・松本」を掲げ、6つのまちづくりの基本目標それぞれに「健康」を「より良い状態を保つこと」として設定した松本市総合計画のひとつの基本目標である「経済の健康」として取り組まれている、松本ヘルスラボは、人口減少対策として、特に若者の流出を食い止めるため、全国の地方都市は企業誘致に取り組む中で、都市間競争を勝ち抜くには他都市との差別化を図ることは重要な要素であり、そういう意味ではとてもユニークな取り組みである。

この取り組みの特徴は、産学官に加え市民を交えた取り組みとなっていることである。市長が元医師ということもあるが、市内にこの取り組みをサポートできる複数の大学があることもこの取り組みを進める上で強みである。

この取り組みをそのまま下関市に導入できるかといえば必ずしもそうだとは言えないが、ある意味では、都市間競争を強いられている中で、この取り組みのコンセプトは参考になるものである。

また、産学官に加え市民をも交えた取り組みとなっていることも大きな特徴である。健康というキーワードもあるが、こうした取り組みに市民を参加させることは一長一短にいくものではないと考える。健康や市民活動が活発な歴史を持つ長野県の都市という事情もこの取り組みの大きな要素となっているのではと推察する。

下関市においても、若者の市外流出を食い止めるため企業誘致は重要な課題である。今回の視察において、他都市との差別化を図ることの重要性を改めて考えさせられるとともに、都市の特徴を施策の推進に活かすことの重要性、何よりもまちづくりに市民に参加していただくことが如何に重要であるかについても再認識させられた。

Ⅱ. 2018年4月18日(水) 14:00～ 名古屋市役所行政視察録

視察テーマ「予算編成過程での情報公開について」

対応者：財政局財政部 主幹 佐藤 一由
財政局財政部財政課予算第一係長 丸井 康嗣
予算第二係長 今井 唯弘
名古屋市議会事務局総務課 山田 康裕

(視察テーマ「予算編成過程での情報公開について」)

【担当部局の説明要旨】

(1)「予算編成過程での情報」の概要

- ① 平成22年度予算パブリックヒアリングというところから情報公開という取り組みをはじめた。平成22年度の予算編成の途中の段階での市民税減税をはじめとする新たな施策、あと、行革の取り組みなどを公開して、市長がこの場に出て直接市民の意見を聞く場を設けた。この会を開催する背景は、平成21年の4月に市長選挙があり、現在の河村市長が市民税減税を施策の一丁目一番地に掲げ当選したことから。
- ② 市民税減税を22年度からやるために21年度から作業に着手したが、市民税減税により22年度予算では160億の減収が見込まれることから、減収分は全て行財政改革で賄わなければならない、何を削減するかという話しになります。施策を削減するということは、市民生活に何らかの影響があるということで、予算編成の途中で補完しなければならないという声があったことと、河村市長が選挙のマニフェスト中で、予算編成過程の資料や施策の決定プロセスに関する資料なども公開することを謳っていたので、市民の声をお聞きする会を開催すると同時にファックスやホームページなどで市民の意見を聞く取り組みをした。市民からは約700件の意見をいただき、予算編成の参考にさせていただいた。
- ③ 翌年度には、22年の6月定例会において議員提案として、予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例出来、現在、この条例に基づいて公開をしている。本市の予算が市民生活に与える影響が大きいということから、最終的に予算が出来上がった段階ではなく、各局からの要求があった段階から情報を広く公開し、予算編成の透明性を高め広く市民から意見募集を行い、市民の声をより予算に反映できる仕組みを制度化するという趣旨でこの条例が出来ている。
- ④ 条例の内容は、公開の対象とする予算は、第2条で一般会計予算、特別会計予算、公営企業会計予算となっている。名古屋市では一般会計と特別会計が12会計、公

営企業会計が6会計あり、その全てが公開の対象となっている。ただし、財政局では一般会計と特別会計をやっているが、公営企業会計については企業管理者が公開することになっている。企業会計者3名、病院局、上下水道局、交通局の3局が、それぞれ公開するという事になっていることから、本日の説明は一般会計の公開の話をさせていただく。

- ⑤ 条例の施行日は、公布の日からとなっており、22年7月28日に施行はされているが、予算としては平成23年度予算の当初予算から適用ということで、平成23年度の当初予算から公開している。
- ⑥ 実務的な内容を規定する規則については財政局が平成22年10月に制定した。主な内容は、公開する情報、公開時期、市民意見募集期間を1カ月程度ということなど定めている。当然条例と一緒に、規則の方も平成23年度予算から適用すると定めている。この条例と規則を下に平成23年度当初予算から予算編成内容を公開している。公開のタイミングとしては3段階あり、予算要求内容、財政局の査定内容、市長の査定内容、これは最終的な予算案と同じものになり、この3段階で公開している。公開する情報は、1. 30年度の予算編成方針。2. 臨時・政策経費。3. 新規・拡充事業。4. 廃止・縮小事業。5. 使用料・手数料改定等となっている。
- ⑦ 名古屋市の予算編成は、財源を各局に配分して、配分された財源の中で各局の局長が経営感覚を発揮して事業の使途等によって、新規の施策をやるのなら何かを廃止、シフト、財源シフト等により対応して頂く財源配分方式をやっている。また、政策的判断を市長がやるかどうか判断する事業は、それとは別に予算、財源を取っている。ここ最近では、一般会計では70億円を用意しており、各局が市長に対して、財政局宛に1件1件要求書を出してもらい1件1件査定している。それが臨時・政策経費で、全てどういう内容か公開している。それとは別に各局に配分した財源、通常枠経費と呼んでいるけれども、そちらの方は、各局の局長が経営感覚を発揮してシフトしている事業を1件1件、新規で拡充する分、廃止・縮小する事業を載せている。また、使用料・手数料等を改定するものについても、基本全て公開の対象としている。
- ⑧ 予算編成のスケジュールは、まず予算に関する見積書、要求書が10月下旬に各局から財政局の方に出てくるので、内容を取りまとめ11月中旬に各局からの予算要求内容を公開し、同時に市民意見の募集をはじめている。去年は11月21日公開、12月20日までを意見募集期間として募集。各局からの要求額を11月と12月に財政局の中で査定作業を行い、査定内容については1月上旬、大体第1週の最後くらい、成人の日の3連休の前くらいに財政局査定の内容ということで公開している。1月中旬から市長査定をはじめますが、その最初の段階で市民意見募集であった

意見を市長に報告して、その上で市長査定に入るというスケジュールになっている。1月中旬から市長査定を行い、2月上旬には予算案の公表、2月中旬に2月定例会がはじまるので、その前に、議案等の発送をするので、それにあわせて予算案の内容を公表する。予算案の内容を公表するときに合わせ市民の皆様から頂いたご意見とそれに対する市側の考え方を合わせて公開している。

- ⑨ 公開の方法は市のウェブサイト、16の区役所の情報コーナーで見られるようになっている。また、市役所西庁舎の1階に市民情報センターがあり、そこでも閲覧可能となっている。市民意見の募集は様式化された応募用紙を使ってFAXなりで送ってもらう。ただし、メールとかで送っていただくことも可能。郵送やFAXでは応募用紙を使って頂く形になっている。電話や来場での口頭での申し付けについては受け付けない。必ず文書という形で受付している。
- ⑩ 公開内容は、前年度予算との比較を、歳入歳出毎、議会費から予備費まで款毎の金額を掲げている。次に、予算の重点化というところで、名古屋市総合計画2018に掲げる4つの都市像と重点戦略という取り組みがあり、4つの都市像と市政運営の取り組みがIからV番まで、重点戦略が(1)子育て世代に選ばれるまちをつくるとともに、地域の活力を高めます。(2)市民・企業・行政の総力で大災害へ備えます。(3)国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋をつくります。という、この3つの重点戦略を掲げている。4番目には、予算案の考え方について①から④までの4つの考え方を、査定の中身で各事業を①から④のどれに該当して予算案が出来ているかというのが分かるようにしている。5番目には、臨時・政策経費を各局別の要求額と財政局の査定案と最後の予算案という段階で総括表として局別に掲げている。上の数字が2段書きになっているが、上の数字が最終額で、カッコ書きが一般財源額ということになっており、合計のところのカッコ書きが74億円と70億円をオーバーしているが、それ以外の税の伸びなどで対応している。
- ⑪ 次に、各局の内訳では、番号として局の中での通番として1番からあり、この番号は予算要求の段階から最終まで同じ事項は番号を変えず、途中で要求が追加になっているものは後の方に番号を付け追加としている。事項名のところの上に(重点化Ⅱ-(2))とかが記していますが、先ほど説明した予算の重点化のところのどの重点化の都市像と戦略に該当するのかというのが記されている。要求概要が大体4行くらいに収まる程度に集約して書いており、前年度の29年度の予算額と平成30年度の要求額、これは予算案の最終的な段階なので、11月に公表する要求の段階では、この30年度要求額というところまでを公開している。
- ⑫ 財政局案になると右の2列を追加して公表しており、財政局案の段階では予算案の数字と考え方のところは空欄で、財政局案と考え方だけが載っていることになり、

最終案になると予算案の数字と考え方が載るという形で公表している。30年度要求額に対して財政局案と予算案がどうなっているか、例えば、災害用食糧等の備蓄については、要求額が2億1,200万円のところ、財政局案では1億9,800万円と金額を精査させていただいたので、考え方②として、先ほど説明した、事業内容、積算内容を精査のうえ計上というところに該当するので②としている。査定の段階で追加になったものについては後から番号を振るので16追加となっている。こちらは財政局の査定の段階では要求が無かったので一番右の財政局案のところは斜線を引いている。

- ⑬ 新規・拡充事業では、各局が配分された財源の範囲内で行う新規・拡充事業を、廃止・縮小事業では、廃止や縮小をする事業を同じような形で財政局案、予算案を査定している。また、使用料・手数料の改定等では、過料や手数料などが改正なり新設されたときにも掲げている。これが実際の編成過程の公開資料です。

(2) 主な質疑（予算編成過程での情報公開について）

Q：財源配分方式についてお伺いします。各局に予算を配分して、その用途については各局にお任せをしているということですが、配分額は毎年同じ額ですか？

A：財源配分を考えるに当たって、当然事業によって増減する。例えば、生活保護ではどんどん保護数が増えたり、障害施策などもそうですが、基本は増えていっているものはある。母数が増えていくものについては、増えたものを見込み4年間の中期的な収支見直しを行い、入りと出を積算して70億と臨時施策経費の財源を除けて収支が不足する分を行財政改革で圧縮している。圧縮した上で各局に配分するので、当然、毎年額については違う。

Q：経常的な予算という考え方になると思うのですが、その上で廃止・拡充する事業だけ公開対象としているということですね。全部の事業を対象にすると膨大な量になるので削減・拡充する場合のみ意見を聞くという考えですか。

A：そうです。新規拡充と廃止施策に関しては、数は少ないが公開の対象にしている。

Q：表の見方ですが、財政局案のところに金額が入っていません最終的な予算案のところに金額が入っているところは、市長査定の中で復活したということですね。

A：市長がOKしたので復活したということです。

Q：その逆はありますか。

A：殆どありません。

Q：市民意見がすごく出ていますが、23年度に1,039件あって、その後段々減ってきた要因はどのようにお考えですか。

A：我々の周知の仕方に問題があるかも知れませんが、制度として定着してきたので、

関心が薄れたという言い方をすると市民の皆さんに失礼かも知れませんが、我々がもっと意見を頂けるような努力をしていくことが、逆に言えば課題かなと思っている。

Q：学童保育に関する意見が多いというのは、子育て中のお母さん方が予算にすごく関心があって、そういう人たちが事細かい要求を出されているという評価ですか。

A：学童さんの団体が名古屋市でもございますので、組織的な感じで送って頂いているということです。

Q：公開する目的は予算編成の透明性を確保することと、市民の皆様のご意見を伺って予算編成に反映させていくことにあると思うのですが、市民から頂いた意見を具体的に反映した事例はありますか。

A：財政局案では付いていなかったもので、市長に判断を仰ぐ部分で、例えばその事業で市民意見があったとすると、その意見を参考に市長が査定に臨むので、市民の意見が賛成だから付いたかどうかまでは分かりませんが、一応意見を参考にして市長査定で計上されたものはある。

Q：事業概要を4行にまとめるにあたっては大変な苦労があると思いますが、この辺りは如何ですか。

A：4行に納まりきれないものもあるが、あまり文章をだらだら書いても見て頂けないので、なるべく簡潔にまとめる努力はしている。

Q：この制度がはじまって職員の負担は増えましたか。

A：間違えなく増えた。

Q：議員提案で情報公開に関する条例が出来たということですが、一般的には市民の代表である議会が予算審議する前に公開するのは二元代表制を否定することにつながるのでは好ましくないという意見がありますが、名古屋市では議員の側から異論は全くありませんでしたか。

A：元々市民税減税というものがあり、その市民減税をどうするのかという話で議会と市長との間で議論の対立があって、その中で市民税減税をするためにはどうしても行財政改革をしないといけないということから、むしろその削減を早く、こういった内容をやろうとしているのか教えてくれというのが、21年の時に議会側からも言われており、早く教えてもらって市民意見を貰いたいということも議会側からあった。

Q：オンブズマンの調査では名古屋市が情報公開度ナンバーワンとなっていますが、公表の仕方は当初から現在の方法で実施されているのですか。

A：平成23年の時からこのやり方は変えていません。資料の作り方もほぼ変えていません。

Q：予算編成過程の情報を公開する前と後で、議会の審議のあり方が大きく変わったという点はありますか。

A：議会サイドはともかくとして、私どもとしては公表されるんだということが前提になるので、きちっと説明責任を果たせるようにしておかないといけない。全て公表されるので説明の付かないことは出来ないという意識は間違いなく変わっていると思う。以前が別にひどかったということではないけれども、一層そういう意識は行政の側も強くなったのかなと思うし、議会の先生方も色々市民の皆様から地元でご意見を伺う中で、市民の意見がどういうふうに予算に反映されているのかというのが早い段階からご覧いただけるので、そういう意味ではいいのではないかなと思っている。

Q：議会の予算審議の中で、例えば市民からこういう意見が出ているではないか、でも予算が付いていないではないかとか、名古屋城の木造化について、こういう意見が出ているけれどもどうなんだといったようなやりとりが市民意見を参考にしながら議員が一般質問された事例はありますか。

A：直接、出典はここですということではないと思いますけれども、参考にはされていると思う。

Q：こんなことをやってもしょうがないじゃないかという意見はありませんか。

A：ありません。

Q：評価する意見もありますか。

A：ないです。直接電話とかで頂くことはありません。

Q：議員はなるべく早く情報が欲しいと思いますが、1月のはじめ頃には議員の手元に届くようになっているのでしょうか。

A：市民に公表する時と同じ段階でしかお渡ししておりません。

Q：パブリックコメントでこんな意見が出たよとかは？

A：先ほど説明が漏れていましたが、財政局案の公表を1月初旬くらいにしています。それを受けて市長に対して各会派から要望を行っており、財政局案で付いていないものを中心に市長査定でお願いしますという要望を各会派大体半日くらいしている。

Q：財源内訳を記載するともっと分かり易くなると思う。例えばこういう事業をやりたいので市債を発行してやります。しかし市債を発行してまではという議論もあると思うが、財源内訳までこれに載せるという事になると大変な作業になりますか。

A：作業的には大変なので難しいと思います。一般財源だけは括弧書きで二段書きにしているので、歳出で一般財源だけは分かるようになっているので、例えば一般財源がパーになっていれば、必ずではありませんが分かるようにはしています。細かく内訳まで掲載しようとするとかかなりページ量も増えてきますので。

Q：事業の成果を情報公開が進んだと抽象的な書き方をされていますが、その辺はどうですか。

A：何をもって効果かというのはちょっと難しいところもある。目的と手段が一緒な

ので、市民の皆様から求められる水準に対してお答えするということからすると、効果が無いから止めるというのは難しい。一旦、こういう形で公表させていただくと、これがスタンダードなベシックになっているので、効果とかというより市民の皆さんに情報提供して広くご意見を伺うという前提の中で、例えば0件だったのもう来年から止められるかという、そういう訳にもいかないという部分がある。

Q：事業名をみただけで市民の皆さんはこの事業はどんな事業かということを理解できないのではと思いますが、その辺のお考えは。

A：仰るとおりその辺はあると思う。どうしても公務員は正確に書くことを基本としているので、長い文章になってしまい、逆に読む気が無くなってはいけないので、ある程度分かり易く簡潔にまとめている。

(3) 予算編成過程での情報公開についての考察

地方自治法第1条の2で、「地方公共団体は、住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と地方公共団体の役割が規定されている。また、地方自治の本旨は、団体自治と住民自治の二つの要素から成り立っていると解釈されている。

住民自治とは、「その地方の行政が、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理されること。」と、三省堂大辞林で説明されている。地方公共団体が行う行政運営には住民の声が反映されなければならないということである。

地方自治法で規定する住民福祉の増進を図るための手段が予算であり、住民サービスの質を決めるのも予算である。ある意味で高度経済成長時では、二元代表制による間接民主主義において住民福祉の増進を図ることが可能な時期もあったと思われるが、今日のように、少子高齢化、人口減少、社会構造の変化による住民ニーズの多様化という状況下においては、限られた予算を如何に効果的かつ効率的に使うかということが大きな課題となっている。

この課題を解決する観点とは住民自治であるという認識の下、予算編成過程の透明性を図るとともに、予算編成過程に住民が参加できる仕組みを構築する自治体が増えて来ている。その代表が、今回視察先に選んだ予算編成過程の透明性ランキング1位の名古屋市である。名古屋市では、「予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例」を議員提案によって制定し、条例の目的を「この条例は、本市の予算が市民生活に与える影響が多岐であることに鑑み、予算の編成過程における情報を広く公開することにより、予算編成過程の透明性を高め、市民の声をより予算に反映できるようにすることを目的とする。」としている。これまでの地方自治体運営は、団体自治が優先されてきた感があるが、二元代表制による間接民主主義を補完するために

も住民自治の活性を図っていくことが肝要である。

こうした観点から、下関市においても我が会派の主張により、予算編成過程の情報公開に取り組まれているが、予算成立後の公開であり、住民の声が反映される仕組みになっておらず、名古屋市のような先進地の取り組みと比較すると雲泥の差である。

今回の視察で得た情報を下に、引き続き、二元代表制による間接民主主義を補完することができる、予算編成過程の情報公開と市民の声をより予算に反映できる仕組みづくりをめざし取り組む所存である。